純製ラード品質表示基準

制定　平成12年12月19日農林水産省告示第1673号
改正　平成16年 7月14日農林水産省告示第1360号
改正　平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号

（趣旨）

第１条　純製ラード（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１３号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

（定義）

第２条　この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用　　語	定　　義
純製ラード	次に掲げるものをいう。 １　食用油脂（食用植物油脂の日本農林規格（昭和４４年３月３１日農林省告示第５２３号）第２条に規定する香味食用油を除く。以下同じ。）のうちの精製（脱酸、脱色、脱臭等をいう。）した豚脂を急冷練り合わせし、又は急冷練り合わせしないで製造した固状又は流動状のもの ２　１に香料等（乳化剤を除く。）を加えたもの

（表示の方法）

第３条　名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第３条第１項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。

⑴　名称

加工食品品質表示基準第４条第１項第１号本文の規定にかかわらず、「純製ラード」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあっては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。

⑵　原材料名

加工食品品質表示基準第４条第１項第２号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア　原材料の豚脂は、「豚脂」と記載すること。

イ　食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）第２１条第１項第１号ホ及び第２号、第１１項並びに第１２項の規定に従い記載すること。

附　則（平成１２年農林水産省告示第１６７３号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年農林水産省告示第１３６０号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。

（加工食品品質表示基準の一部改正）

２　加工食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５３０号）の一部を次のように改正する。

別表３中精製ラードの項を次のように改める。

純製ラード	純製ラード品質表示基準 （平成１２年１２月１９日農林水産省告示第１６７３号）第３条第１号

附　則（平成１６年農林水産省告示第１８２１号）

この告示は、公布の日から施行する。